

令和4年9月9日

保護者 様

丹波篠山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて
(令和4年9月8日時点)

保護者の皆様におかれましては、丹波篠山市の教育活動にご理解とご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。家庭での手洗いや検温等感染拡大防止に取り組んでいただいておりますこと感謝いたします。

このたび国の新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について、療養期間等の見直しがなされ、療養期間が短縮されることとなりました。丹波篠山市教育委員会においても自宅療養者等に対する療養期間について、下記の通り対応することとしましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 療養期間等について

(1) 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能になります。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、マスク着用等、自主的な感染予防行動を徹底願います。

※症状、治療などにより異なる場合があります。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除可能になります。
- ・5日目に検査キットを用いた検査を行い、陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能になります。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、マスク着用等、自主的な感染予防行動を徹底願います。

2 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

3 その他

(1) 本見直しについては、令和4年9月8日より適用しています。

(2) 医療機関や健康福祉事務所から療養期間等の指示があった場合は、その指示どおりに療養願います。

(3) 濃厚接触者の待機期間については、下記のとおりです。

- ・症状がない場合は、陽性者と最後に会った日の翌日から5日間の自宅待機となります。

- ・自宅待機期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いて検査を行い、陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機を解除可能とします。

ただし、自宅待機解除後も7日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認を行ってください。

- ・症状がある場合は、かかりつけ医または保健所（丹波健康福祉事務所）、新型コロナ健康相談コールセンターに電話で相談してください。

- ・濃厚接触者になった場合の対応等については、別紙資料も参照ください。

【別紙資料（兵庫県健康福祉部感染症対策課）】「濃厚接触者のみなさまへ」